

協議第 18 号

平成 15 年 8 月 20 日確認

各種事務事業の取扱い（環境対策関係その 1）について

各種事務事業の取扱い（環境対策関係その 1）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 8 月 20 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

【協議結果】

区分 1 原案どおり確認

区分 2 3 調整の具体的内容

「補助対象戸数について安濃町の 30 戸以上からとしており、これに合わせる。」を削除し、「ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し、「55 戸以上」を「30 戸以上」に、「90 m²以上」を「40 m²以上」とする。」を加える。

協議第18号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係（その1）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	環境対策関係	分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
23 共同汚水処理施設 修繕工事補助	<p>①修繕工事費が100万円以上の場合 (ア)開発面積が2.5ha以上又は計画住宅戸数100戸以上の住宅団地であること。 (イ)処理施設の能力が1日あたり100㎡以上であること。</p> <p>②修繕工事費が30万円以上の場合 (ア)開発面積が1.3ha以上2.5ha未満、又は計画住宅戸数55戸以上100戸未満の住宅団地であること。 (イ)処理施設の能力が1日あたり90㎡以上100㎡未満であること。</p> <p>補助金の額 修繕工事に要する経費の1/3に相当する額。300万円を限度。住民で組織するものに限る。</p> <p>H13年度実績 4,319千円 H14年度実績 2,687千円</p>	-	<p>修繕工事費が1件あたり30万円以上のものに限る。 (1) 開発面積が2.5ha以上又は計画された住宅戸数が50戸以上あること。 (2) 使用開始後5年以上を経過し、浄化槽法に規定する保守管理、清掃、定期検査が確実に行われ、適切な管理がなされていること。 (3) 処理施設の能力が1日あたり100㎡以上であること。</p> <p>補助金の額 修繕工事に要する経費の1/3以内、1団体300万円限度。自治会、管理組合が運営するもの。 2施設あり</p> <p>H13年度実績 433千円 H14年度実績 1,590千円</p>	-	-	<p>工事の経費が30万円以上のもので ①町と宅地開発協議された30戸以上の住宅団地 ②供用開始後5年以上経過していること ③処理能力が1日あたり20立方メートル以上であること。 (補助金額) 修繕工事に要する経費の3分の1以内、同一年度内300万円限度。 (修繕工事の内容) 送風機、破砕機、ポンプ類、電気設備、散気装置、その他町長が必要と認める修繕工事。 対象 自治会のみ5施設</p> <p>H14年度実績 1,134千円 1件</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	自治会等で管理する一定規模以上の修繕工事に対して補助金を交付する現制度を津市の修繕工事補助内容に合わせる。 ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し、「55戸以上」を「30戸以上」に、「90㎡以上」を「40㎡以上」とする。